

さ情審査答申第239号  
令和5年5月25日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和4年10月24日付けで貴職から受けた、「令和元年度から令和4年度6月24日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則第10条による事故報告に関する資料」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年7月8日付け教学指2第735号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、行政情報一部開示決定通知書別紙開示しない部分及び理由②開示しないもののうち対象文書の事故者の氏名、年齢、性別、学年等を除く部分を開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

平成28年12月21日付け3文科初第1261号「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）が文部科学省よりさいたま市教育委員会教育長に対して発達されていると承知しています。同指針では、事故発生の未然防止のための取組、事故発生後の取組、調査の実施、

再発防止策の策定・実施、被害児童生徒等の保護者への支援などについて示されおり、この中では、事後事例の共有や再発防止策の策定・実施についても具体的に示されています。一方、今回の一部開示決定では、学校の対応、関係者への対応、再発防等についても、非開示にされています。これでは、事故事例の共有や再発防止策についての検証ができません。再発防止策の策定・実施のためにも、事故者に関する部分を除いては開示する必要があると認識します。

また、開示しない部分及び理由②について、条例第7条第2号に該当するとする決定の妥当性について慎重な審査をお願いしたいと存じます。

一部開示された文書は、ほとんどの部分が不開示であり、審査請求人には何が書かれているのか、その内容が不明です。条例第7条第2号に該当して不開示であると主張している実施機関の判断が審査会から見ても本当に妥当なのか判断していただきたいと存じます。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より「令和元年度から令和4年度6月24日現在までの特定小中学校の児童生徒事故報告書」について行政情報の開示請求を受け、当該行政情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがあると認められると判断し、一部開示を決定した。
- 2 審査請求人は、「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故発生の未然防止のための取組、事故発生後の取組、調査の実施、再発防止策の策定のための検証の必要性を主張しているが、事故の内容等から個人の特定につながる可能性を多く含む情報に関しては、条例第7条第2号に該当するため非開示とした。なお、事故発生後の取組、調査の実施等を学校が適切に行えるよう教育委員会所管課が指導・支援し、事故事例の共有や再発防止策についても講じている。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた文書は、「令和元年度から令和4年度6月24日現在までの、特定小中学校のさいたま市立小・中学校管理規則第10条による事故報告に関係する資料」である。

実施機関は、本件開示請求に対して4校分8件の文書を特定し、条例第7条第2号に係る部分を不開示とする一部開示決定を行った。

それに対して審査請求人は、当該不開示部分のうち事故者の氏名、年齢、性別、学年等を除く部分を開示するよう求めている。

## 2 本件処分の当否について

本件処分で「特定の個人を識別することができるものまたは個人の権利利益を害する恐れがある」として不開示とされたのは、特定小中学校の、令和元年度から令和4年度6月24日までの生徒事故報告書または児童生徒事故報告書に記載された情報を指すものである。

当審査会でその内容を見分したところ、これらの情報はいずれも事故の日時、場所、事故の種別や態様、さらには事故後の教員の対応や関係者とのやりとりなどといった、各事故の事実経緯が具体的かつ詳細に記載されているものであり、たとえ氏名、年齢、性別、学年等を除いたとしても、その情報が開示されると、他の情報と照合することによって被害児童生徒を識別しうる可能性が高くなるものまたは個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、条例第7条第2号に該当することを理由に本件対象行政情報を一部開示とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

## 3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年10月25日	諮問の受理（諮問第580号）
②	令和 4年12月15日	審議
③	令和 5年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年 5月18日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)